

東浦町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）及び当該ドナーを雇用する事業所に対し助成金を交付することで、骨髄等移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的として実施する東浦町骨髄移植ドナー支援事業における助成金（以下「助成金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供時において、東浦町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されているドナー
- (2) 前号に規定するドナーが骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該助成対象ドナーを引き続き雇用していた国内の事業所（国の機関及び地方公共団体その他の公共団体並びに前号に規定するドナーと事業所の代表者とが同一の者である事業所を除く。以下「事業所」という。）。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に係る通院又は入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に、ドナーに対する助成金にあつては2万円を、事業所に対する助成金にあつては1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は7日（複数の事業所が同一のドナーに対して次条に規定する助成金の申請を行う場合にあつては、各事業所が申請する通院等の日数の合計の上限を7日）とする。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院及び入院

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、東浦町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所は、東浦町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2）に、次に掲げる書類を添付して、雇用するドナーの骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) ドナーが骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該ドナーを引き続き雇用していたことを証することができる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、助成の可否及び助成金の額について、東浦町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者は、東浦町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の請求を受けたときは、請求の日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の骨髄・末梢血幹細胞の提供に係る通院及び入院について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の骨髄又は末梢血幹細胞の提供に係る通院及び入院について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

年 月 日

東浦町長

申請者
住所
氏名
電話番号

骨髓バンク事業において、骨髓・末梢血幹細胞を提供しましたので、東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付を申請します。

助成申請額	円
交付の対象となる通院及び入院	通院日（通院した日を記載してください。） （ 日分） 入院 年 月 日から 年 月 日まで（ 日分） 入院 年 月 日から 年 月 日まで（ 日分） 計 日分

（注）公益財団法人日本骨髓バンクが発行する証明書（通院及び入院した日の記載があるもの）を添付してください。

様式第 2（第 4 条関係）

東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

年 月 日

東浦町長

申請者
所在地
事業所名
代表者職・氏名
電話番号

東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付を申請します。

申請額及び 申請日数	円（ 計 日分）	
交付対象 ドナー	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	
	骨髓等の提供日	

- （注）申請時には次の書類を添付してください。
- 1 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する証明書（通院及び入院した日の記載があるもの）※ドナーが自身の助成金交付申請を既に行っている場合は不要です。
 - 2 交付対象ドナーとの雇用契約が確認できる書類（雇用証明書等）

様式第3（第5条関係）

東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付の可否
交付 ・ 不交付

- 2 助成金の交付額

円

- 3 不交付の理由

様式第4（第6条関係）

東浦町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付請求書

東浦町長

年 月 日

申請者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた東浦町骨
髄移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり請求します。
記

助成金の 請求金額	円		
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
預金種目	普通・当座		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		